

○土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例

平成20年7月1日

条例第21号

土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例（平成2年土岐市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 産業の振興並びに文化及びスポーツの向上に寄与するため、土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐（以下「セラトピア土岐」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 セラトピア土岐の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐	土岐市土岐津町高山4番地

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセラトピア土岐の管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）セラトピア土岐の維持管理に関する業務
- （2）第1条の設置目的に係る業務
- （3）第8条に規定する使用の許可に関する業務
- （4）第10条に規定する使用の許可の取消し及び停止に関する業務
- （5）第12条に規定する利用料金の徴収及び返還に関する業務
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（一部改正〔令和6年条例40号〕）

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及び土岐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）の定めるところに従い、適正にセラトピア土岐の管理を行わなければならない。

（開館時間）

第6条 セラトピア土岐の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第7条 セラトピア土岐の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時にこれを設けることができる。

（使用の許可）

第8条 セラトピア土岐（附属設備を含む。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき

も、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可にセラトピア土岐の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、セラトピア土岐の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) セラトピア土岐の施設又は設備等をき損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他セラトピア土岐の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、セラトピア土岐の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- (4) セラトピア土岐の管理上指定管理者が必要と認めてする指示に従わないとき。
- (5) 詐欺その他不正な行為により、セラトピア土岐の使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定の適用によって生じた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 第1項の利用料金は、許可と同時に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 納入した利用料金は、返還しない。ただし、あらかじめ市長と協議の上、指定管理者が必要と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔令和6年条例40号〕)

(利用料金の収受)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(一部改正〔令和6年条例40号〕)

(特別の設備)

第14条 使用者は、セラトピア土岐に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、セラトピア土岐の使用を終了したとき又は使用の許可を取り消されたとき若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(遵守義務)

第16条 セラトピア土岐を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) セラトピア土岐の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

(4) 承認を受けないで物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

(5) 承認を受けないで火気又は危険物を取り扱わないこと。

(6) 前各号のほか、指定管理者が指示する事項

2 指定管理者は、前項の規定に違反した者がある場合は、セラトピア土岐から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第17条 利用者は、故意又は過失によりセラトピア土岐の建物、附属設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例の規定によって許可されたもので施行日以後の使用に係るものは、指定管理者が行った許可とみなす。

附 則（平成26年3月27日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日条例第40号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可をした者に係る使用料から適用し、同日前に使用の許可をした者に係る使用料については、

なお従前の例による。

附 則（令和元年９月２７日条例第２９号）

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年１２月２４日条例第４０号）

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、施行日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第１２条関係）

（一部改正〔平成２６年条例４号・２８年４０号・令和元年２９号・６年４０号〕）

区分		金額（単位 円）				
		午前	午後	夜間	全日	区分の前後に接続する時間 その超過使用１時間までごとに
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	午前９時から午後１０時まで	
多目的大ホール	全面	２７，５００	３６，６６０	３６，６６０	１００，８３０	９，１６０
	３分の２面	１８，３３０	２４，４４０	２４，４４０	６７，２２０	６，１１０
	３分の１面	９，１６０	１２，２２０	１２，２２０	３３，６１０	３，０５０
多目的小ホール		４，２７０	５，７００	５，７００	１５，６８０	１，４２０
和展示室		１，３２０	１，７３０	１，７３０	４，６８０	４２０
受付室		３６０	４８０	４８０	１，３２０	１２０
催事コーナ		４５０	６１０	６１０	１，７３０	１５０

一						
美術 ギャラリー	全面	3, 3 6 0	4, 5 8 0	4, 5 8 0	1 2, 8 3 0	1, 1 2 0
	3 分 の 2 面	2, 2 4 0	3, 0 5 0	3, 0 5 0	8, 5 5 0	7 7 0
	3 分 の 1 面	1, 1 2 0	1, 5 2 0	1, 5 2 0	4, 2 7 0	3 8 0
大会議室		4, 2 7 0	5, 7 0 0	5, 7 0 0	1 5, 6 8 0	1, 4 2 0
会議室（1 室 につき）		6 7 0	8 9 0	8 9 0	2, 4 4 0	2 2 0
応接控室（1 室につき）		3 3 0	4 4 0	4 4 0	1, 2 2 0	1 1 0
和室		6 1 0	8 1 0	8 1 0	2, 2 4 0	2 0 0
研修室 1		9 1 0	1, 2 2 0	1, 2 2 0	3, 3 6 0	3 0 0
研修室 2		7 3 0	9 7 0	9 7 0	2, 6 4 0	2 4 0
冷暖房設備 その他の附 属設備等		規則で定める額				

備考

- 1 使用者が入場料金等（入場料金又はこれに類するものの 1 人 1 回の最高額をいう。）を徴収して使用する場合は、利用料金の額に次の表の割合を乗じて得た額を加算する。

入場料金等	割合	
	宣伝、営業その他これに類する目的の場合	その他の場合
5 4 0 円以内	1 0 0 分の 1 0 0	—
5 4 0 円を超え 1, 6 2 0 円以内	1 0 0 分の 1 5 0	1 0 0 分の 5 0

1, 620円を超え3, 240円以内	100分の200	100分の100
3, 240円を超えるとき	100分の300	100分の200

- 2 使用者が入場料金等を徴収しないで、宣伝、営業その他これに類する目的で使用する場合は、利用料金の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 多目的大ホールを入場料金等を徴収しないでスポーツ等に使用する場合は、利用料金の額の2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 超過使用時間を算定する場合で1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。